

納期限

今月の納期限は3月31日(金)です
 ◇国民健康保険税(9期)
 ◇後期高齢者医療保険料(9期)
 ◇介護保険料(3月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

時 毎週水曜日
13:00~16:00
場 福祉センター3階
問 御坊市社会福祉協議会
 ☎0738-22-5490

◇人権相談

時 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15
場 和歌山地方法務局御坊支局
問 全国共通人権ダイヤル
 ☎0570-003-110
 ※毎週火曜日9時から16時は、
 人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

時 毎週木曜日
13:30~16:00
場 財部会館
問 和歌山弁護士会
 ☎073-422-5005

※事前予約が必要です。
 ※30分で5,000円程度の相談料
 が必要です。

◇行政相談

時 3月8日(水)
13:00~15:00
場 福祉センター3階
問 防災対策課
 ☎0738-23-5528

行政相談委員

おおかわ ひでき
 大川 秀樹 氏
 ☎0738-23-3908
 てらさき すずこ
 寺崎 鈴子 氏
 ☎0738-22-2152

国民健康保険に

加入の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯主の方は、国民健康保険税の減免申請をお急ぎください。

対象要件

【要件1】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

【要件2】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①から③までのすべてに該当する世帯

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年の収入と比べて30%以上減少する見込みであること
- ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

対象となる保険税

【普通徴収の場合】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

【特別徴収の場合】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているもの

申請に必要なもの

①収入が減少したことがわかる書類

・事業・農業・不動産収入の方
 令和4年分及び令和3年分確定申告書一式(申告書・収支内訳書等)

・給与収入の方
 事業所より交付される令和4年分給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)

②休業補償による保険金や損害賠償等により補填された方は金額がわかる書類(ただし、国や市から給付された支援金及び給付金は除く)

締切

3月31日(金)
 ※締め切りを過ぎての受付はできませんのでご注意ください。

※申請内容に不正があった場合、減免を取り消すことになります。

問 国保年金課 国民健康保険係
 ☎0738・23・5530

年金相談会のお知らせ

時

場

問

3月16日(木)
 10時~11時30分・13時~15時
 市役所5階会議室
 田辺年金事務所お客様相談室
 ☎0739・24・0432
 ※電話予約が必要です。
 国保年金課 年金係
 ☎0738・23・5530

国民年金保険料の納付が困難な方へ

◎国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

保険料を納めることが困難な場合、ご本人からの申請によって、保険料が納付猶予または全額もしくは一部(4分の1、半額、4分の3)が免除になる制度があります。
 ※次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます。

①退職(失業等)により納付が困難な方

対象となる方 申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職(失業等)された方
 ※退職(失業等)された方の前年の所得をゼロとして審査します。

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請ができます。

対象となる方 次のいずれにも該当する方
 ○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
 ○所得が相当程度まで下がった方

手続きに必要なもの

①退職(失業等)により納付が困難な方は…

雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明書等の写し及び本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方は…

所得の申立書及び本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
 ※詳細については、国保年金課までお問い合わせください。

◆問い合わせ 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530